

【公印・契印（省略）】

総 統 労 第 75 号
令 和 8 年 5 月 26日

国 土 交 通 大 臣 殿

総 務 大 臣

令和8年社会生活基本調査への協力について（依頼）

平素より、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、本年10月20日現在で、「令和8年社会生活基本調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を把握し、少子高齢化対策やワーク・ライフ・バランスの推進など、様々な行政施策の立案等に用いる基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってきました。円滑な調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。

このため、総務省統計局では、地方公共団体と連携して共同住宅の関係各方面に対し、オートロックマンションなどの共同住宅内での調査員の調査活動への支援及びポスター掲示の協力依頼を行うこととしております。

つきましては、総務省統計局の上記依頼について共同住宅の関係各方面の御協力が得られるよう、貴省からも貴管下関係団体へ社会生活基本調査の実施及び協力について御周知いただきたく、統計法第29条第2項に基づき、貴省への協力依頼を行いますので、よろしく願いいたします。

また、総務省統計局でこのほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの統計調査は、完全失業率、個人消費の動向、消費者物価指数など、我が国の経済情勢の基本的な動向を把握し、経済・社会政策等の立案のために重要な経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。